

研究分担報告書

平成 28 年度メディア・カンファレンス（JSSC 主催）
～日本の自殺対策における報道のあり方を考える～

研究代表者 本橋 豊 自殺総合対策推進センター長 京都府立医科大学特任教授

研究協力者 玉木 達也 每日新聞高松支局長

研究協力者 岡田 力 朝日新聞ジャーナリスト学校・月刊 journalism 編集長

研究要旨： 本メディア・カンファレンスの目的は、日本の自殺対策における報道のあり方を、当事者参加型の新たな企画で討議することであった。 研究方法：自殺対策の報道に深い理解を示してきた二人のジャーナリストに話題提供してもらい、その後参加者と話題提供者が双方向的に議論を交わすというシナリオにした。話題提供者は毎日新聞高松支局長の玉木達也氏と朝日新聞ジャーナリスト学校・月刊 Journalism 編集長の岡田力氏であった。結果と考察：話題提供者からは、自殺対策と報道のあり方について、自らの経験に基づく話があった。話題提供を受けた議論が活発に行われ、以下のような論点が討議された。（1）報道ガイドラインに拘束されると記事が書けなくなることがある。遺族の思いを伝えて、つぎの悲劇を防ぐためという思いで記者も取り組んでいる。一律にWHOの報道ガイドラインを守れということは現場では説得力がないことがある。（2）有名タレントの自殺事例をもとにネット時代における新聞報道の課題があることが議論となった。小さな新聞報道がネット掲載され、結果として自殺者数が一過性に増加したとされたが、この現象が紙媒体の新聞報道によるものか、テレビ報道の過熱によるものか、ネットでの情報拡散によるものか、判断する根拠がない。（3）21世紀に入り、紙媒体の記事による情報発信より、インターネットやSNSの情報発信により自殺誘発効果の可能性が高くなったのではないかとも考えられるが、この点については、学問的検証も対策も十分に講じられていないのが現状である。WHOの報道ガイドラインは新たな時代の情報伝達のネット化に対応できていない。現場の悩みや問題も熟知している報道関係機関の自主的な報道ガイドラインを、各報道機関で自主的に作成してもらい、これを遵守していくことが望ましいと思われた。（4）新聞報道ではなくテレビ映像による報道の方がより影響が大きいと思われるが、テレビの自主的規制、ガイドライン策定、体系的な研修はないようである。テレビ業界では下請け会社に製作を任せることが多く、下請け製作会社に報道と自殺の関係が理解されているかどうかの検証も必要である。（5）新聞報道でいかなる報道をするかはデスクや編集者の立場にある者の権限に依存している。従って、デスクや部長級の者に対する研修や啓発も大切である。

A. 研究目的

改正自殺対策基本法が施行され、地域の自殺対策が強力に推進されることになったが、報道と自殺対策については、引き続き重要な課題として、取組を進めていくことが求められている。自殺総合対策推進センターでは、報道と自殺対策について報道関係者自らが関わる形で討議することが重要と考え、当事者参加型のメディア・カンファレンスを平成28年度から開催することにした。自殺対策の専門家が聴衆に講演をするという古いタイプの知識付与型の研修ではなく、「今、報道の現場で課題になっていることを、報道の当事者自らが問題提起をして関係者が討議をする」という新しいスタイルのメディア・カンファレンスを模索して、今回の開催に漕ぎ着けることができた、

B. 研究方法

(1) メディア・カンファレンスを企画した経緯について

自殺総合対策推進センターでは、新たな発想に基づくメディア・カンファレンスを開催する必要性を認識し、平成28年度に報道の当事者参加型のメディア・カンファレンスを企画することにした。その背景としては、従来行われてきた古いタイプの知識付与型の専門家による講演主体のメディア・カンファレンスでは、報道関係者の興味と関心を引くことは難しいとの事前の各方面からの意見があったことである。そもそも報道関係者は知的レベルの高い集団に属する人たちであり、受け身型の講義ではなく、問題解決型の当事者参加型のメディア・カンファレンスが適しているだろうという側面も考慮すべきであると思われた。

メディア・カンファレンスの企画にあたって

は、現場を良く知る複数のメディア関係者の意見を参考に、話題提供者と話題の内容を選定した。

平成28年度中には、東京都内の中学生の鉄道自殺の事案や東北地方の女子中学生のいじめによると思われる自殺等の報道がなされ、児童生徒の自殺対策の重要性が喫緊の課題と認識されていたことから、この課題について取り上げてはどうかという意見もあったが、新たな方向性のメディア・カンファレンスとして、まずは基本的な重要なテーマ設定で幅広い議論を行った方が良いのではないか、という意見を尊重し、「日本の自殺対策における報道のあり方を考える」というテーマに決定した。

話題提供者としては、かねてから自殺対策の報道に深い理解を示してきた二人のジャーナリストにお願いすることになった。

第一の話題提供者は毎日新聞高松支局長の玉木達也氏である。玉木氏は、毎日新聞記者として、2006年の自殺対策基本法成立に際して「自殺対策の重要性」を伝える報道記事を執筆し、報道の立場から自殺対策の推進に関わってきたジャーナリストである。毎日新聞高松支局長として、地方版に自殺対策の連載記事を企画するなど、活発な活動を行っている。

第二の話題提供者は朝日新聞ジャーナリスト学校・月刊 Journalism 編集長の岡田力氏である。岡田氏は朝日新聞の報道ガイドラインの作成に携わり、その中で報道と自殺対策の関わりについても考えてこられたジャーナリストである。

二人の話題提供者からの話を受けて、参加者と話題提供者が双方向的に議論を交わすというシナリオにした。後半の議論の進め方については、ほぼ白紙の状態で進めることにした。

(2) メディア・カンファレンスの会場は、参加者の利便性を考慮し、東京駅近くの東京ステーションカンファレンス 6 階の会場とした。事前登録制とし、30 名の参加者があった。参加者の内訳は、新聞関係者 15 名、テレビ関係者 6 名、フリージャーナリスト 1 名、NPO 関係者 3 名、その他 6 名だった。

C. 研究結果

(1) 話題提供者の講演内容（あくまでも本橋がメモに基づいて要約したもの。文責は本橋）

1) 玉木達也氏（毎日新聞高松支局長）

新聞記者として若い駆け出しの頃に自分が書いた記事が出たあとに自殺した人がいた。毎日新聞京都支局に勤務し京都市役所担当だった時のことである。ある中学校の校長が P T A の金をめぐる事件で不正があるとの噂があり、そのことについて記事を書いたところ、記事が出たあとにその校長が自殺した。この事案はいろいろな意味で考えさせられた。記事を書くことの意味は何かということであるが、ジャーナリストが記事を書き報道するということは、個人を非難することが目的ではなく、社会に事実を伝えて社会や制度の問題点を明らかにすることであると思っている。自分としては、客観的報道と当事者の思いを伝える報道でありたいという思いがつねにある。

報道ガイドラインは確かに必要だろうが、そのガイドラインに囚われすぎて、報道が抑制的になるという心配がある。究極的にはガイドラインに縛られると記事が書けなくなる、ということになる。基本的には、問題にしっかりと向き合い、前向きに記事を書くべきではないだろうか。この記事を書いたら「ちょっと危ない」、「あとから非難される」ということで及び腰に

なると、報道の本来の使命を果たせなくなるのではないか。

さて、自殺報道については、発生を伝える記事と自殺問題の解説の記事の 2 つを使い分ける必要があると思う。自殺でなくなられた人の背後には、自殺を止められなかつたという思いを持つ人が必ずいるはずである。そのような思いに応えるためにも、事件発生時の緊急的報道とその背景を深く掘り下げる追跡的（解説的）報道が必要だと思う。記者は思考停止になるのではなく、自分の頭でまず考えて、記事を書くかどうかを判断すべきではないか。

いじめの記事での遺書の公表について。遺書が報道される背景には、学校がいじめを認めようとせず、遺族がやり場のない怒りの中で、新聞社に遺書を持ち込み公表してほしいという訴えがが多い。まずは、目の前にいる自死遺族の思いに応えることが必要ではないか、それはガイドラインとどう調整をはかるべきなのか。自殺を誘発する恐れと真実を伝える思いの間で現場の記者はどう判断したら良いのか。

これからも、自殺報道の関わって行く中で、思考停止にならないように、関わることができたらと思っている。

2) 岡田力氏（朝日新聞ジャーナリスト学校 月刊 Journalism 編集長）

報道と自殺について、よく知られた事例をまず紹介する。1986 年のタレントの岡田有希子さんの自殺。報道のあと 30 数例の後追い自殺があり、社会問題化した。次に、2006 年の岐阜の中学生の自殺。いじめが背景にあり、友達から「うざい」といわれていた。自殺後の遺書に「これでお荷物が減るからね」という言葉があった。新聞は遺書の写真を掲載した。学校側は「いじ

めはなかった」、遺族側は「いじめがあった」という争いの中での遺書の公表だった。遺書の公開についてはさまざまな意見があることは承知している。肉筆の遺書の公開はしてはいけないという意見があるが、遺族がこれを望む場合にどのように調整したら良いのか。

2007年6月、松岡農林大臣の自殺。議員宿舎で首をつっての自殺だった。現職大臣の自殺であり、夕刊一面のトップ記事となつた。当時、松岡大臣は「なんとか還元水」問題などで政治と金の疑惑を追及されていた。8通の遺書があった。公人の自殺で遺書があり、背景がわかようであれば遺書を公開するのが普通である。

2009年、清水由貴子さんの墓地での硫化水素自殺。母親と一緒に心中を図ろうとして、母親だけ助かった。本人は硫化水素で死亡。このケースでは介護疲れが原因と考えられ、社会的背景に時代性があり、報道の価値があると考えられた。

2011年5月、上原美優さんという女性タレントの自殺。貧困の中からタレントになった人として話題になっていた。朝日は小さな「べた記事」を出したが、その後、ネット配信され、140万回のアクセスがあったとのこと。発生前の週では82人の自殺数だったのが、発生後2週間で一日平均124人になった。

朝日新聞では、報道ガイドラインを作成して本としても出版している。また、定期的な委員会を開催して、報道と自殺の問題についての認識の共有を図る機会を設けている。

3) 指定発言：反町吉秀（自殺総合対策推進センター地域連携推進室長）

WHOの報道ガイドラインの遵守の必要性についての言及があった。平成29年春の東京都内

での中学生の自殺事案では、テレビ報道にて自殺現場の夜間の駅のプラットホームの様子が延々と流されていたが、これはWHOのメディアガイドラインに抵触する可能性がある。自殺報道については、促進効果（Werther効果と呼ばれる）と抑止効果（Papageno効果と呼ばれる）があることを認識し、WHOの報道ガイドラインに沿った慎重な対応が求められる。

（2） 双方向性の討議の様子（採録は本橋のメモによるもので、文責は本橋にある）

① 每日新聞記者A氏：

例えば、いじめ自殺の事案があったとき、記者はまず事件報道として記事を書くという意識である。いじめ自殺報道は、遺族からの告発が契機になっていることが多い。私たちは「遺族は被害者」と思って取材をしている。遺書は実名報道しないというのが原則だと思うが、学校側の不誠実な対応に憤り告発してくる遺族のことを考えると遺書を公表しないという原則的な対応が良いのか疑問に感じる。手書きの遺書を掲載することが良いのか、文字化された遺書を載せるのがよいのか、そもそも遺書を掲載することの意味を考えて、その是非を検討するのが良いのではないか。青森県の女子中学生の自殺事案について、最初は匿名だったが、ある段階で遺族が実名報道してほしいということになり、実名報道に切り替わった。ケースバイケースではないか。Lineの携帯の画面での遺書や追い詰められていく状況を新聞記事に掲載することの是非はどうなのか。

毎日新聞では、社内の風通しをよくするために、一部署だけでなく他部署からの意見も聞いている。具体的には医療福祉部に他部署から助言を求められたときにはアドバイスをするよう

にしている。

② 岡田力氏：朝日には4つの本社があり、事件報道小委員会という委員会を設けて定期的に議論している。硫化水素自殺が流行した頃もこの委員会で議論し報道のあり方（手段の報道や遺書の掲載の自制など）を自制するという共通認識はあった。しかし、北海道の女子中学生の自殺があったときに、遺書を載せてしまっている。委員会の委員で議論をしていたときは理解をしていたはずだが、現場に戻ると現場感覚で行動するのかもしれない。福島県で牛を飼っていた方が自殺したときは、やはり遺書を掲載している。

③ テレビ報道カメラマンB氏

これまでの話を聞いていると、新聞社ではいろいろと取組がなされているようだが、テレビの現場ではあまりそういう動きを聞かない。一定のルールはあると思うが、ワイドショーなどでは原則がないように感じる。またテレビ業界では、下請け会社に丸投げされて製作されていることが多いので、下請け会社で報道ガイドラインのようなものが周知され理解しているとは思えない。

④ 反町吉秀

昨年4月の東京都品川区の女子中学生の鉄道自殺では、無人の私鉄の駅のホームが延々と画面に流されていたが、これはWHOのガイドラインに反することであり、テレビ関係者の注意を喚起したい。

⑤ 玉木達也氏：

テレビや映像の力は紙媒体ではないインパクトがあることがある。NHKのドキュメンタリー番組で秋田県のNPO法人蜘蛛の糸の佐藤久男さんを追った番組があった。そのときに、佐藤さんが苦しんで首をつろうとロープをかけた土

手にある木が写されていた。ガイドラインでいえばNGなのだろうが、佐藤さんの当時の苦しみとその後の再生、そして社会活動の開始という人生の流れの中で、その映像は非常に象徴的でインパクトのあるものだった。

大岩ゆり氏（朝日新聞）：自死遺族の取材に関わってきた。その中でご遺族は周囲から偏見の目で見られ苦しんでいるという実情があった。このような自殺をタブー視する社会に対してどのように報道は取り組んでいったらよいのか？

⑥ 朝日新聞C氏

取材の中で、いのちの電話に電話しても電話がつながらず、かえって苦しめられたという声を聞いた。このような実情の打開策はあるのか。<厚生労働省 天坂氏> 厚生労働省では支援情報検索サイトを設けているので、そこを活用してもらいたい。

⑦ フリージャーナリストD氏

私は、自殺した後のことより、自殺を防ぐという段階に关心を持ち取材活動をしている。2002年ころの話だが、中学生が自殺する前に電子掲示板に「こういうことがあったから死にたい」というメッセージがあり、これを担当者に話して掲載してもらったことがある。

また、某週刊誌に自殺未遂事例で警察保護された方の遺書を掲載したことがある。学校側がいじめを認めないとという状況の中で、遺書を掲載することには意味がある。

新聞や雑誌に紙ベースで執筆した記事が、ウェブには著者の承諾なく掲載されることがあったが、このような問題に新聞社のほうはどのように対応しているのか？

最後に、2003年におきた男女7人のネット心中の事案についてお話しする。この事案の発生前から私は取材をしており、取材の途中で事案が

発生し、発生後に様々なメディアからいろいろと取材を受けた。この心中事件の中心人物は著名人の妻で、しかも精神障害を持っていた人だった。情報提供にあたって、これらのこととは触れないという条件で情報提供を行った。しかし、あるテレビ局が独自に入手した情報としてこれらの秘密が公表されてしまった。このような事案をどう思うか？

⑧ 岡田力氏：精神障害や著名人の妻という話は個人のプライバシーそのものなので、報道することはありえない。

紙媒体とウェブの著作権は契約段階できちんとしているはずだ。

⑨ 共同通信E氏

文科省の児童生徒の自殺のガイドライン作成の検討会の委員をしていた。自殺が起きたときの背景調査の死死因、詳細調査、さらにはいじめ対策基本法に基づく調査がある。

（3）論点の要約（文責：本橋）

1) 報道ガイドラインに拘束されると記事が書けなくなることがある。遺族の思いを伝えて、つぎの悲劇を防ぐためという思いで記者も取り組んでいる。一律にWHOの報道ガイドラインを守れということは現場では説得力がないことがある。

2) 上田美優さんの自殺事例（2011年5月、東日本大震災直後）について、朝日新聞の記事はごく小さな「べた記事」だったが、読者からの抗議を受けて、訂正記事を出すことになった。上田さんの報道の自殺誘発効果が朝日の「べた記事」が原因かどうかは特定できない。ネットに掲載された記事が140万回のアクセスがあったと確認されているが、紙媒体の報道のためか、

テレビ報道の過熱のためか、ネットでの情報拡散のためか、判断する根拠がない。

3) 21世紀に入り、紙媒体の記事による情報発信より、インターネットやSNSの情報発信により自殺誘発効果の可能性が高くなったのではないかとも考えられるが、この点については、学問的検証も対策も十分に講じられていないのが現状である。WHOの報道ガイドラインは新たな時代の情報伝達のネット化に対応できていないと思われる。WHOの報道ガイドラインより、現場の悩みや問題も熟知している報道関係機関の自主的な報道ガイドラインを、各報道機関で自主的に作成してもらい、これを遵守していくことが望ましいと思われた。

4) 新聞報道ではなくテレビ映像による報道の方がより影響が大きいと思われるが、テレビの自主的規制、ガイドライン、体系的な研修はないようである。テレビ業界では下請け会社に製作を任せることが多く、下請け製作会社に報道と自殺の関係が理解されているかどうかの検証も必要である。必要であれば、下請け会社における報道ガイドラインの周知や研修実施なども必要と思われる。

5) 新聞報道でいかなる報道をするかはデスクや編集者の立場にある者の権限に依存している。従って、デスクや部長級の者に対する研修や啓発が大切であると思われる。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表 なし

2. 学会発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし